

## 令和8年度越前市交通安全運動実施要綱

### 1 目的

この要綱は、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することにより交通事故防止の徹底を図り、交通事故のない安全で安心なまちづくりの実現に資するための運動を定めることを目的とする。

### 2 実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

### 3 基本目標

- (1) 年間の「交通死亡事故0“ゼロ”」を目指す。
- (2) 人身事故の減少を図る。
- (3) 自転車利用時のヘルメット着用推進および交通ルールの遵守の徹底を図る。

### 4 運動の重点と取組み

- 重点1 こどもと高齢者の交通事故防止や歩行者の安全確保
- 重点2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 重点3 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- 重点4 交通安全啓発・広報の強化

#### 重点1 こどもと高齢者の交通事故防止や歩行者の安全確保

登下校中のこどもが負傷する交通事故がいまだに発生していることや、交通事故死者数全体において高齢者の割合が高いことから、こどもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図る。また、歩行者側にも横断歩道外横断、信号無視等の法令違反が認められることから、歩行者への正しい横断の実践指導など、歩行者の安全確保を図る。

#### 【運転者は】

- 令和8年9月1日から生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることを踏まえて「生活道路は人が優先」であることを意識し、特に、こどもと高齢者を見かけた時は十分な減速を行うとともに、側方を通過する際には十分な間隔を保持するなどスローダウンを推進する。
- 薄暮時間帯の早めのヘッドライト点灯やハイビームの適正使用により、歩行者などの早期発見や、歩行者や対向車など周囲に自車の存在を知らせ、事故防止に努める。

#### 【歩行者は】

- 道路を横断する際は、横断歩道を渡る、信号は必ず守るなどの交通ルール遵守や、歩きスマホなどの危険な行為をしないなど、自らの安全を守る。
- 信号機のない横断歩道を横断する際、運転者に対して手を上げるなどして横断する意思を明確に伝えるとともに、停止してくれた運転者に対して会釈をする「横断歩道 de STOPペコリン運動」を励行する。また、横断する際は、安全を確認してから横断を始め、横断の最後まで周囲の安全を確認する。

- 高齢者は、参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加し、交通ルール・マナーの理解を深めるとともに、加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がける。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者が認識しやすいよう明るい服装や反射材を着用する。

#### 【家庭・職場等では】

- 日常生活や教育現場において保護者や教育関係者から幼児・児童に対し、呼び出しによる重大事故が発生していることを踏まえた安全教育を推進する。
- 通学路や未就学児の散歩コース等における見守り活動等を推進する。
- こどもや高齢者等の交通安全について家庭等で話し合い、こどもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品等の活用について声かけを行う。

#### 【本市の取組み】

- 交通安全関係団体と協力し、交通安全教室など交通安全指導を実施する。
- 通学路の点検を定期的に行い、危険箇所を洗い出し、道路管理者などに道路環境の改善を働きかける。
- こども園や保育園など、市内各園の交通安全担当者や保護者などの指導力を向上させることによって、幼児の安全を確保し、交通事故防止を図る。

### **重点2 「ながらスマホ」や飲酒運転等の根絶と歩行者優先等の安全運転意識の向上**

近年、スマートフォン等の画像を注視するなどして自転車を運転する「ながらスマホ」が要因となった交通事故が後を絶たない状況にある。また、死亡事故の多くが車両対歩行者の交通事故であり、いまだ横断歩道における自動車の一時停止が徹底されていない。さらに、飲酒運転等の悪質・危険な運転による事故が後を絶たないことや、高齢運転者による死亡事故の割合が高いこと、後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率が低いことなどから、安全運転の意識向上を図る。

#### 【運転者は】

- 運転中は、考え事をしながらの漫然運転や、スマートフォン等の操作や車載テレビを見ながらの脇見運転は絶対にせず、『運転に集中』する。
- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛ける。
- 横断歩道等に歩行者等がいけないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行するとともに、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止をして、その通行を妨げないよう、横断歩道における歩行者優先を徹底する。
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても、酒気を帯びた状態で車両等（自転車を含む）を運転しない。
- いわゆる「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、絶対にしない。
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用を徹底する。
- シートベルトの着用位置の調整やチャイルドシートの確実な取り付け方法、正しい着座方法を確認するほか、乳幼児の体格に合ったものを選ぶなど、正しく使用する。

- 原動機付自転車やバイク等の二輪車を運転する際は、その特性を認識するとともに、事故時の被害軽減のため、ヘルメットやプロテクター等を着用する。

#### 【高齢運転者は】

- 加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、その能力に応じた運転を心がける。
- 運転に不安を感じるようになったときは、運転免許の自主返納について検討する。
- 運転免許の自主返納に踏み切れない高齢運転者は、サポートカー限定免許への切り替えや、自らが運転時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける「限定運転（通称おろしそば運転）」に積極的に取り組む。

#### 【家庭・職場等では】

- 高齢運転者に対し、運転免許の自主返納の呼びかけや各種支援施策、安全運転相談窓口の周知を図る。
- 外国人労働者を雇用する事業者や日本語学校、外国人コミュニティ等では、啓発動画やリーフレットなどを活用し、母国との交通ルールとの違いを説明するなど、交通安全教育を推進する。
- バスおよびタクシー等の事業者は、全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底するための広報啓発を強化する。
- 自動車を使用する事業所等は、点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転根絶に努める。
- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止や、飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用の働きかけ、「ハンドルキーパー運動（※）」を推進する。

#### （※）ハンドルキーパー運動

自動車仲間と飲食店などへいく場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動

#### 【本市の取組み】

- 四季の交通安全県民運動期間中や、「 おうだんほどう）de 歩行者を守る日」をはじめ、年間を通して通学・通勤時間帯における街頭監視等を実施する。
- 越前警察署や市交通指導員会、市交通安全母の会など関係団体と連携して交通安全茶屋等を開催し、運転者へ安全運転の啓発を行う。
- 越前警察署、道路管理者および関係機関との連携を密にし、交通安全施設の点検、整備促進に努める。

### 重点3 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

自転車乗用中の死者の多くが頭部に致命傷を負っているほか、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。さらに、自転車乗用中の死者の多くに法令違反が認められることに加えて、自転車運転中のながらスマホの禁止や酒気帯び運転に対する罰則が強化されたほか、令和8年4月1日からは、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入される。また本市では「自転車活用推進計画」を策定し、安全で安心な自転車環境の保全・整備を推進していることから利用者に対するヘルメットの着用や交通ルール・マナーの周知を徹底する。

【自転車利用者は】

- ヘルメット・反射材を着用する。
- 車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の自転車の基本的通行方法や信号の遵守のほか、飲酒運転、二人乗り、ながらスマホ、夜間の無灯火走行等をしないといった交通ルール・マナーを遵守する。
- 自転車の安全を確保するため、ブレーキ、タイヤ、尾灯等の定期的な点検整備を行う。
- 自転車事故被害者の救済に資するため、自転車保険等に加入する。未成年の場合は、保護者が加入する。

(自転車保険等)

区分		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車保険	個人賠償責任保険と傷害保険のセット商品
	自動車保険の特約	自動車保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
	火災保険の特約	火災保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
	傷害保険の特約	傷害保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
団体保険	会社等の団体保険	団体構成員向け保険に個人賠償責任保険が付帯
	P T Aの保険	福井県P T A連合会の「小中学生総合補償制度」や福井県高等学校P T A連合会の「高校生総合補償制度」などに個人賠償責任保険が付帯
共済		全労済、県民共済、C O ・ O P 共済などに個人賠償責任保険が付帯
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに個人賠償責任保険が付帯
T S マーク付帯保険		点検整備された自転車の車体に付帯する保険であり、点検整備から1年間有効

【家庭・職場等では】

- 警察庁が作成した「自転車ルールブック」等を活用し、自転車の安全で適正な利用に関する教育および啓発を行う。
- 保護者は、監護する児童等（中学生以下）が自転車を利用する際は、ヘルメットを着用させる。
- 高齢者がいる家族は、高齢者の自転車利用に際し、ヘルメットの着用や夜間の利用を控える等の必要な助言を行う。
- 事業者は、自転車を事業で利用するときは、当該利用に係る自転車保険等に加入する。
- 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者に対して保険証書等の直接的な確認等により、自転車保険等に加入していることを確認する。
- 事業者は、事業で利用する自転車について、定期的に点検および整備を行う。
- 自転車貸付事業者は、レンタル用の自転車に関し、自転車保険等に加入する。

<p>自転車安全利用五則（令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先</li> <li>2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認</li> <li>3 夜間はライトを点灯</li> <li>4 飲酒運転は禁止</li> <li>5 ヘルメットを着用</li> </ol>
---

#### 【本市の取組み】

- ヘルメット着用促進モデル事業所とともに取組を推進し、ヘルメット着用者の拡大を図る。
- 市主催のイベント等でヘルメット着用啓発および自転車利用時の交通ルールの徹底を呼びかける。

### **重点4 交通安全啓発・広報の強化**

運転者や歩行者、子どもから高齢者まですべての市民や事業者に対して交通安全啓発・広報活動を実施し、意識の向上を図る。

#### 【本市の取組み】

- 市ホームページや市広報紙、市公式LINE、SNS等の各種広報媒体を通して、時節の応じた交通事故警戒情報や、事故発生情報など、わかりやすい広報・啓発を行う。
- 交通安全県民運動期間中や街頭指導活動日に巡回メロディー広報等により交通啓発を行い、交通安全意識を啓発する。
- 会員事業所・団体等が実施する啓発イベントや、いのちの大切さを伝える活動を通じて、交通安全意識の高揚を図る。

### **5 越前市交通安全運動一斉街頭指導**

四季の交通安全県民運動期間中に交差点等の街頭において、本協議会会員による交通安全啓発活動および交通安全指導を行うこととする。

春の交通安全県民運動 … 4月 6日から 4月15日まで  
夏の交通安全県民運動 … 7月11日から 7月20日まで  
秋の交通安全県民運動 … 9月21日から 9月30日まで  
年末の交通安全県民運動… 12月11日から 12月20日まで

### **6 交通安全優良事業所とモデル事業所の指定**

職場ぐるみで交通安全運動を推進することにより、市内各事業所従業員、ひいては全市民の交通マナーの向上を図るため、越前市交通安全推進協議会交通安全優良事業所及び越前市交通安全推進協議会交通安全モデル事業所を指定する。

### **7 運動推進のための留意事項**

- (1) 各種の交通安全運動の実施にあたっては、会員ごとに年間運動の具体的実施計画を立案し、時宜を得た運動の展開に努めるとともに、会員相互の連携を図るものとする。
- (2) 各種運動等を実施した結果、得られた情報や対象者の反応などについて、以後の対策に役立てられるよう努めるものとする。

### **8 報告**

本協議会会員は、実施した交通安全運動の概要について、事務局（市防災危機管理課）あてに報告するものとする。